

国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程の一部改正

現行					改正					改正理由	
目次					目次						
第1章 総則(第1条-第6条の2)					第1章 総則(第1条-第6条の2)						
第2章 管理(第7条・第8条)					第2章 管理(第7条・第8条)						
第3章 契約(第9条-第13条)					第3章 契約(第9条-第13条)						
第4章 雑則(第14条-第16条)					第4章 雑則(第14条-第16条)						
附則					附則						
別表					別表						
相手先 の種別 ＼ 本学の 立場	国又は学術研究機関等			企業		相手先 の種別 ＼ 本学の 立場	国又は学術研究機関等			企業	
	対価	無償	有償	無償	有償		対価	無償	有償	無償	有償
提供者	承認者	先端産学連携 研究推進セン ター長※1	先端産学連 携研究推進 センター長	先端産学連 携研究推進 センター長	先端産学連 携研究推進 センター長	提供者	承認者	先端産学連携 研究推進セン ター長※1	先端産学連 携研究推進 センター長	先端産学連 携研究推進 センター長	先端産学連 携研究推進 センター長
	契約者	名義者(署名 する者)は学 長。 専決は研究推 進部研究支援 課長※2	名義者(署名 する者)は学 長。 専決は研究推 進部研究 支援課長	名義者(署名 する者)は学 長。 専決は研究推 進部研究 支援課長	名義者(署名 する者)は学 長。 専決は研究推 進部研究 支援課長		契約者	名義者(署名 する者)は学 長。 専決は研究支 援課長※2	名義者(署名 する者)は学 長。 専決は研究支 援課長	名義者(署名 する者)は学 長。 専決は研究支 援課長	名義者(署名 する者)は学 長。 専決は研究支 援課長

取得側	対価	無償	有償	無償	有償	取得側	対価	無償	有償	無償	有償
	承認者	先端産学連携研究推進センター長※1	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長		先端産学連携研究推進センター長	承認者	先端産学連携研究推進センター長※1	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長
契約者	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究推進部研究支援課長※2	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務長※3	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究推進部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務長※3	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務長※3	契約者	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究支援課長※2	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務長※3	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務長※3	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務長※3

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。